

越谷市自治会連合会会則

(名 称)

第1条 本会は、越谷市自治会連合会と称する。

(組 織)

第2条 本会は、越谷市内の各自治会をもって組織する。

(代議員)

第3条 自治会長は、自治会を代表し、本会の代議員となる。

(事務局)

第4条 本会の事務局は、越谷市役所内に置く。

(目 的)

第5条 本会は、自治会相互の連絡協調と健全なる自治の運営に寄与し、もって市民の福祉増進及び地域社会の伸展を期することを目的とする。

(事 業)

第6条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)市民の生活向上と福祉増進に関すること。
- (2)市及び公共的団体と市民との間の連絡に関すること。
- (3)自治会又は支部相互間の連絡及び調整に関すること。
- (4)自治会の運営についての調査研究及び先進都市の視察に関すること。
- (5)自治会功労者の表彰及び弔慰に関すること。
- (6)その他本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1)会 長 1名
- (2)副会長 2名
- (3)理 事 13名 (会長及び副会長を含む)
- (4)会 計 1名
- (5)監 事 2名

(役員を選出)

第8条 会長及び副会長は、理事中より互選し、総会において承認を受けなければ

ならない。

2 理事は、支部長をもって充てる。

3 会計及び監事は、代議員より選出し、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定する副会長が、その職務を代理又は代行する。

3 理事は、本会の運営にあたる。

4 会計は、本会の出納事務を掌る。

5 監事は、本会の出納事務の監査を行う。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、2年とし、再選を妨げない。ただし、任期中代議員の資格を失ったときは、本会の役員の仕事も自動的に失うものとする。

2 補欠のため選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期中満了した場合においても後任者の就任するまで引続きその職務を行う。

(顧問)

第11条 会長は、必要があると認めるときは、役員会の議決を経て顧問を委嘱することができる。

(支部の設置)

第12条 市内の桜井、新方、増林、大袋、荻島、出羽、蒲生、南越谷、大相模、越ヶ谷、大沢、北越谷、川柳の各地区に本会の支部を設置する。

(支部の役員)

第13条 支部に支部長その他必要な役員を置く。

2 支部長その他の役員は、支部の代議員の中から互選する。

3 支部長は、支部を代表し、支部の運営に責任を負う。

(会議の種類)

第14条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第15条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎会計年度終了後3箇月以内に、臨時総会は、必要があると認めるときに、会長がこれを招集する。

3 総会の議長は、出席している代議員より互選する。

(役員会)

第16条 役員会は、定例会及び臨時会とする。

2 役員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

3 役員会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会計は会議に出席し意見を述べることができる。

4 役員会は、必要に応じ委員会を置くことができる。

(会議の付議事項)

第17条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会則の制定及び改廃に関する事。
- (2) 会長、副会長その他の役員承認に関する事。
- (3) 事業計画及び予算に関する事。
- (4) 事業報告及び決算に関する事。
- (5) その他本会の運営について重要な事項に関する事。

2 役員会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 本会の事業の執行に関する事。
- (2) 総会に付議すべき議案に関する事。
- (3) 顧問の委嘱に関する事。
- (4) 総会で定めるもののほか、本会の運営に関する事。
- (5) その他会長において必要と認める事。

(会議の定足数)

第18条 会議は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、会長において出席を催告してもなお半数に達しないときは、この限りではない。

(議事の表決)

第19条 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第20条 本会の運営に必要な費用は、会費、市補助金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(会長への委任)

第22条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、役員会の議決を経て会長が定める。

附 則

この会則は、昭和57年4月1日から施行する。